つどいの家が<u>税額控除対象法人</u>として仙台市より認定されました 2021年(令和3年)12月28日ご寄付分より対象

法人へのご寄付は、寄付金控除として「税額控除」か「所得控除」のどちらかを選択いただけます

税額控除(寄付金合計額 *1 -2,000) \times 40% = 税額控除額 *2

個人住民税控除*3(年間寄付金額-2,000円)×最大10%

- *1 年間所得金額の40%に相当する額が限度額となります
- *2 控除額は、所得税額の25%が限度となります
- *3 各自治体により異なります。年間寄付額は、年間の総所得の30%が限度となります

所得控除(寄付金合計額-2,000円)×所得税率=所得控除額 年間寄付金合計額は年間所得金額の40%に相当する額が限度額となります 所得税率は年間の所得金額によって異なります。

例えば、50,000円のご寄付で



課税対象所得226万円

所得税率10%

つどいの家を応援したい!

寄付 50,000円



確定申告により減税・還付

所得税 19,200円 住民税 最大4,800円



寄付者にとってのメリット 税額控除により最大約50%の減税!

例えば、50,000円のご寄付で



A子さん

年収420万

課税対象所得226万円

所得税率10%

寄付 50,000円

つどいの家を応援したい!



確定申告により減税・還付

所得税 4,800円 住民税 最大4.800円





(法人) の寄付も税制優遇になります

税額控除対象法人とは?

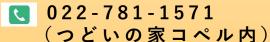
所轄庁が、その運営・組織及び事業活 動が適正であり公益の増進に資するもの につき一定の基準に適合したものとして 認定した法人を言い、税制上の優遇措置 を受ける事が出来る。

> *1:領収書の再発行は出来かねます *確定申告まで大切に保管下さい 領収書はご登録のお名前でしか発行できません

*2:認定証明書は領収書発行時にお渡しいたし ます。



【その他寄付に関するお問い合わせ先】 つどいの家法人本部 総務部



honbu@tsuodinoie.or.jp

はじめての寄付金控除の手順

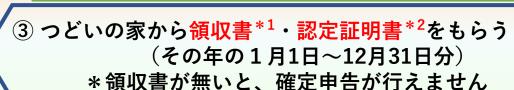
税額控除 方式

寄付金控除を受けるためには「確定申告」が必要です

(寄付→確定申告→還付)の流れを押さえて、ぜひご活用ください

① つどいの家へ寄付

② 会社で年末調整を受けられる方は、勤務先よ り源泉徴収票を入手してください



④ 確定申告書と公益社団法人等寄附金特別 控除額の計算明細書を作成し、税務署へ提出 (領収書・証明書添付) (翌年2月中旬~3月中旬)

⑤ 還付金の振込を確認する(4月頃~) GOAL!







詳しい情報・オンライン作成は国税庁・税務署等にご確認下さい